平成２４年（フ）第１３２４号
横浜市戸塚区秋葉町331番地
破産者　湘南産業運輸有限会社
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５９号
長野県飯山市大字飯山11492番地196
破産者　株式会社プレイランド斑尾
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４０号
長野市大字鶴賀上千歳町1337番地
破産者　有限会社文栄堂書店
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６３２号
静岡県榛原郡吉田町神戸2498番地の１
破産者　地龍フーズ株式会社
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８８９３号
大阪市天王寺区生玉前町３番25号玉田ビル８階
破産者　株式会社ＨＡＮＡアートデザインオフィス
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３３６号
大阪市東成区大今里西１丁目14番１号
破産者　株式会社カンサイ小川
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６６３号
大阪市住之江区浜口西１丁目13番12号
破産者　有限会社せき家
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５６２号
大阪府吹田市豊津町39番11号
破産者　株式会社フーズヴィット
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６６号
大阪市中央区南船場２丁目10番21号
破産者　株式会社グ・ラティエ
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８４号
大阪市東淀川区豊新１丁目11番８号
破産者　アダチ美術印刷株式会社
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０９号
大阪市中央区天満橋京町１番22号　日宝天満橋ビル
破産者　サン警備保障株式会社
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６９０号
大阪市阿倍野区天王寺町南２丁目23番９号401号
破産者　株式会社テクモ
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１９３号
堺市南区釜室483番地
破産者　株式会社幸製作所
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２３号
大阪府羽曳野市駒ヶ谷1076番地
破産者　進盛建設株式会社
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１７０号
鳥取県鳥取市南安長２丁目682番地６
破産者　まねき食品工業有限会社
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６号
鳥取県鳥取市賀露町南３丁目3034番地１
破産者　有限会社タイヨー商会
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１８号
岡山県津山市津山口151番地の２
破産者　有限会社住環システム大創
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第１２９２号
広島県廿日市市浅原2599番地２
破産者　株式会社ナイタイサイト
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３１４号
広島市南区青崎１丁目８番６号
破産者　有限会社おゝぎ屋
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３１号
香川県三豊市財田町財田上1873番地１
破産者　有限会社雅揮工業
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第２２０号
福岡県小郡市三沢500番地１
破産者　株式会社ＡＳＴ　ＪＡＰＡＮ
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第５７号
神奈川県相模原市中央区上溝1096番地５
破産者　有限会社エージェック
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部